

第6章 外国人相談「通訳」に 求められる条件と課題



関 聡介

東京外国語大学センター特任研究員
弁護士、成蹊大学法科大学院客員教授（実務家教員）

1. はじめに

本センターの協働実践研究「渡戸・関班」においては、「地方自治体における行政区域を越えた連携協働のあり方」をテーマに研究を行ってきたが、私はその中の「外国人相談の現場から多文化社会に向けて制度上の問題を検討する」という小テーマを担当している。

他の論考でも触れられているとおり、渡戸・関班のフィールドは、神奈川県相模原市と東京都町田市である。しかし、外国人相談の小テーマに限っては、必ずしもこの両市にこだわらないスタンスで、比較的広い視野の下、研究を行ってきた。その中間的な成果は、(a)「行政境界を越えた連携協働の一場面としての『外国人相談』」という論考¹および (b)「外国人相談における2つの壁^{バリア}」という論考²において簡単に取りまとめているので、そちらを参照していただければ幸いである。

上記 (a) の結びに記載しているとおり、相模原市と町田市の外国人相談の連携が進むとの希望的観測のもとで1年後の姿を本稿にてご紹介することを目論んでいたが、諸般の事情により、この連携の試みには残念ながら本稿執筆時現在未だ着手できていない。

そこで、本稿においては、視点を変えて、外国人相談の最も重要な特色である「通訳」に焦点を当ててみることにしたい。なお、検討にあたっては、通訳を介した法律相談を念頭に置いている。³

2. 外国人相談における通訳に求められる役割とその困難性

(1) 相談通訳に求められる機能と役割

まず検討の前提として、外国人相談において、通訳がいかなる機能を果たすべきか——すなわち通訳人にいかなる役割が求められるのか——ということを簡単に述べておきたい。

前掲 (a) の論考でも触れたとおり、多くの場合、「外国人相談」という看板を掲げて行われている相談は、外国籍の相談者を一応想定しつつも、実際には日本語を母語としない相談者、すなわち、相談実施にあたって通訳や翻訳が必要となる相談者を対象としている場合が多い。

このような相談の場における通訳には、言語面での橋渡し（日本語↔外国語）はもちろんのこと、制度面・文化面での橋渡し（日本国↔相談者本国）という役割が求められる。また、弁護士による法律相談のような場合には、専門家・非専門家間の橋渡し（法律家↔相談者）も忘れられてはならず、高度なコミュニケーション能力が求められることになる。

このように複合的かつ高度な役割を求められる結果として、相談通訳業務は必然的に困難性の高い業務にならざるを得ない。

また、相談者の通訳を付される権利⁴を前提とするならば、相談通訳業務が十全に行われなければその権利も全うされないという関係にあり、この点で非常に責任が重い業務とも言える。

(2) 相談通訳業務の困難性

相談通訳特有の業務の困難性について、もう少し具体的に分類してみるとすれば、以下のとおりになると思われる。⁵

(ア) 通訳相手： 多くの場合、相談者は相談通訳と初対面であり、何らの打合せもなく、いきなりその通訳業務をしなければならない。さらには法律相談会形式で行われる場合の多くは、担当弁護士も毎回募集したり名簿順に割り当てたりすることが多いので、弁護士もまた通訳人とは初対面となる場合が多い。相談者・弁護士双方の話し方の癖・訛などを把握する間もなく通訳業務を開始しなければならない点で、困難性が高い。

(イ) 通訳内容： 多くの場合、相談者の相談内容は事前に知る事ができない（予約時に相談内容の概要を把握する法律相談会もあるが、多数ではない⁶⁾）。したがって、全く予想できない話題についての通訳をいきなりしなければならないという点で、非常に困難性が高いし、事前準備も事実上不可能である。

(ウ) 通訳時間： 法律相談の多くは、30分～60分という短時間枠で設定されている⁷⁾。通訳を挟むために、実質的な会話時間はその半分程度となるから、ようやく会話内容を把握した頃には相談が終了してしまうということも多い。さらに、短時間枠であるが故に、相談者も弁護士も焦っている場合が多く、それが原因で通訳の困難さが増すこともある。

(エ) 専門用語： なるべく平易な用語で説明しようと配慮する弁護士が相談担当となった場合でも、法律相談である以上、どうしても法律用語はある程度出さざるを得ない。そのような配慮がない弁護士にあたれば尚更である⁸⁾。加えて、制度の違い等もあってその法律用語がそのまま外国語に置き換えられるとは限らず、また置き換えられたとしてもそのような用語を相談者が理解できるとは限らない、といった具合に、通訳を介したコミュニケーションに障害が生じる要素が多々存在する。

(オ) 費用負担： 要通訳の外国人相談の多くは、相談料も通訳料も無料であったり、相談料のみ自己負担であったりするが、弁護士に対して個別に持ち込まれた相談などにおいては、相談の弁護士費用のみならず通訳費用も本人負担である⁹⁾。そうすると、相談者の経済的負担は大きく、それ故、通訳の品質という面でもいわゆる“顧客満足度”を確保するハードルはどうしても高いものになる傾向がある。

(カ) 待遇： 他方、相談通訳の業務が常勤の通訳人によって行われることは少数であり、多くの外国人相談においては、単発の業務委託契約によって通訳依頼が行われている。あるいは、ボランティアとして通訳が募集されて交通費名目の謝金のみが支払われる場合もある。いずれにせよ、常勤の職員等と比べると身分は安定せず、会議通訳等と比べると報酬は少ないといった具合で、待遇が高いとは言えない。既に述べた業務の困難性と相まって、人材を集めるのが難しい。

(3) 小括～相談通訳体制構築・維持の困難性

以上のとおり、相談通訳業務には高度かつ複合的な役割と機能が求められ、その結果、業務は、当然のことながら困難なものとなる。しかるに、一般的に相談通訳の待遇は恵まれたものとは言いがたい。

それが通訳人からみた敷居の高さや不人気にも繋がっていると思われ、現実の相談における通訳体制の確保に困難を生じさせる原因ともなっていると考えられるのである。

3. 外国人相談通訳において具体的な問題が生じた例（弁護士の目から見て）

以上の考察を踏まえて、望ましい相談通訳体制の確保のための具体的条件と方策の検討へ——と直ちに進みたいところであるが、ここでさらに、現実の外国人相談における通訳体制や通訳業務で不具合が生じた経験をご紹介します、議論の題材としておきたい。

私自身は、これまで実際の外国人相談担当者として数多くの外国人相談にあたってきた。正確な数はわからないが、弁護士会、法律扶助協会、法テラス、東京外国人支援ネットワーク等々で、弁護士登録後17年間でおそらく500件程度の相談は受けていると思う。そして、外国人相談の場合、その半分以上が要通訳相談であり、実際にも通訳人が同席していた。その中では、通訳体制や通訳業務との関連で幾多の不具合や不都合が生じた経験がある。それらの経験について、問題分野別に整理してみる。

(1) 対応言語を巡る問題点・問題事例

(ア) 対応言語数： 相談者の使用言語が予めわかっていないような相談会形式の外国人相談の場合には、可能な限り多数の言語の通訳に対応できる体制を構築するに越したことはない。ただし、予算やマンパワーには限界があり、国籍別の外国人登録分布は地域によって大きな差異があることに鑑みれば¹⁰、当該地域においてニーズが多い言語は少なくともカバーしたいところである。

英語のみの対応、といった相談会においては、せっかくやってきた相談者と十分なコミュニケーションをとることができず、受付段階から難渋した経験や、後述のように問題があることを認識しつつも相談者が同行した知人を通訳として法律相談を強行したりした経験があるが、避けたいところである。

(イ) 対応言語種類： 相談者が最もよく理解できる第一言語の通訳が提供できない場合に、第二言語（多くの場合英語）の通訳が使われる。確かに、通訳がない場合よりは遙かに良いとは言えるが、法律相談の内容が厳密であったり相談内容が繊細であったりすればするほど、第二言語での問答には危険が伴う。私自身も、相談日において相談者の第二言語であった英語で事情聴取した内容が、後日第一言語の通訳を通じて聴取した内容と非常に重要な点で食い違っていたという経験をしたことが複数回ある。

なお、対応言語数が少ない相談会の場合には、従前から英語通訳がまず最初に用意されることが多いが、私自身の経験では、東京都内の最近の外国人法律相談では、中国語通訳のニーズの方が遙かに多い相談会が多数を占める。この観点からも対応言語種類についても柔軟な見直しが必要であろう。

(2) 通訳人選定を巡る問題点・問題事例 ～通訳人の能力・知識・経験・立場

通訳人を選定する場面で不都合が生じた経験としては、以下のようなものが挙げられる。

(ウ) 語学力： 当然のことながら、通訳人には十分な語学力が要求される。日本語の能力と当該外国語の能力をバランス良く備えているのが理想的であるが、どちらかに偏っていると見受けられる通訳人も多い。弁護士と相談者とが正確な問答を行うための大前提であり、本来であれば資格制度で担保されるべきではあるが、外国人相談通訳に通訳としての資格¹⁾を要求している例は皆無であろう。逆に言えば、弁護士としては相談通訳人の能力には担保がないものとして注意せざるを得ない。

日本人の通訳人など日本語に全く問題がない通訳人は、弁護士から見ると円滑にコミュニケーションができていて感じられることが多いが、外国語の能力は相対的に低く、相談者は苦しみながら問答をしているケースもある。私自身も、過去に何度も、相談者から事後に「あのときの通訳さんの〇〇語はかなりわかりにくかったので、もう一度説明してほしい」と言われて、別の通訳を使って再度説明したことがある（初回法律相談実施時には問題と感じていなかったのに、意外に思った）。

(エ) 最低限の法的知識： 通訳人の多くは法律の勉強を専門にした経験はないので、弁護士としてもできる限り平易な言葉での会話を試みるが、どうしても使わなければならない法律用語もある。私個人が難渋した経験としては、「逮捕」と「勾留」の違いについて全く知識がない通訳人を介しての刑事事件の法律相談や、在留手続の相談で、「在留資格」や「外国人登録」「入管」といった基本的単語の理解がない通訳人に通訳をお願いしたケースが、記憶に残る。外国人法律相談の場合には、最低限の法律知識を通訳人が有していることが望ましいのは言うまでもない。

(オ) 本国事情や文化等に関する知識： 相談者の本国の地理的・政治的・制度的・文化的その他の諸事情に関して通訳人が通じている場合には、相談者の説明を良く理解できる場合が多いし、逆の場合にはあらぬ誤解を通訳人がしてしまうこと

が多い。弁護士からの回答を伝える場合にも、本国の制度等を踏まえてわかりやすく相談者に伝達してもらうことは有益な場面が多い。このような能力や知識を有する通訳人が担当した相談で助けられた経験があれば、逆にそのような役割を果たすことがない通訳人の通訳を介して、なかなか相談者との共通理解に至らなかった経験もある。

また、逆に、私自身の経験では、相談者と通訳人が同国人である場合には、本国の特殊な事情を前提とした会話が両者間で通じていて、弁護士だけがちんぷんかんぷんという場面も少なくない。そのあたりの橋渡しも通訳人が果たせれば理想的であろう。

(カ) 相談通訳の経験： 法律相談の通訳業務は、数ある通訳業務の中でも特殊な部類に入るかもしれない。やはりどれほどの語学力があろうと、経験がなければ実力の発揮は難しい面がある。

個人的にも、語学力は卓越しているものの法律相談通訳が初めてであった通訳人が、終了後に実力を発揮できなかったことを悔やんでいる場面に接した経験が複数回ある。

(キ) 通訳倫理： 法律相談を担当する弁護士に弁護士倫理が課せられるのは当然であるが¹²、相談通訳業務にあたる通訳人にもまた、通訳倫理が課せられるべきである¹³。

しかし、現実の相談通訳人の中には、通訳倫理というものを全く意識していないとしか思えない言動をとる人物も散見される。通訳内容に私見を付け加えてはならない、相談者と直接問答してはならない、守秘義務を守る、といった基本的なルールに従うことができない事例も、残念ながら存在するのである。これは、資格制度や業界団体がなくとも無縁ではないと思われるが、個人的には最も心配すべき事例が多いと感じる問題と言える。

(ク) 利害関係の不存在： 通訳人が相談者及び相談案件について利害関係を有しないことも、客観的で正確な通訳業務の前提条件として重要であろう。

この点に関連して頻繁に問題となるのが、相談者自身が同行した「通訳人」（多くの場合親族や知人）である。このような通訳人の場合、仮に語学力の面で十分であったとしても、守秘義務を初めとする通訳倫理、通訳の忠実さ、正確さの点でどうしても懸念が残る。私自身の経験でも、このような通訳人の多くは、弁護士の回答内容に自分の意見を付け加えて相談者に伝えたり、通訳人自らが弁護士に質問したりする傾向が強く、不安が残った場面が多い。ただ、相談者の精神的ダメージが大きく、知り合いではない通訳人の前では話をするのも難しい、といっ

た特別事情がある場合は、上記のリスクを踏まえた上で敢えて通訳をお願いするという選択肢もあろう。

(ケ) 特殊な配慮を要するケース： そのほか、通訳人の選定場面で特殊な配慮を要する案件としては、たとえば、性被害に遭った相談者の場合（弁護士ももちろんのこと、通訳人も女性であることが望ましい場合も多い）、難民申請を希望する相談者の場合（本国政府との繋がりを相談者が恐れることから、日本人通訳人が無難）など、通訳人の選定について特別な配慮を求められた事案にも複数回あったことがあり、その都度通訳人の手配には苦勞した。

(3) 通訳業務の実施を巡る問題点・問題事例 ～通訳人の執務態度・姿勢

具体的な通訳業務の実施過程で不都合が生じた経験としては、以下のようなものが挙げられる。

(コ) 公平・公正・中立性： 通訳人に仮に十分な実力があっても、実際の相談通訳実施場面での態度や姿勢に問題があれば、結局良い成果は得られない。

これまでに私が経験した中では、相談者に肩入れをしすぎたり、逆に「これは、相談者本人の方がむしろ悪い」などと決めつけてしまうような通訳人も存在した。また、民族、性別、宗教等の観点で、通訳人が相談者に対して差別や偏見の念を有していると認められる例さえもあった。

(ク) 忠実さ・正確さ： この点は通訳倫理のところでも触れたが、実力者で経験者である通訳人であればあるほど注意を要する点である。本来であれば、通訳は、弁護士の言葉を忠実かつ正確に相談者に伝え、相談者の言葉を忠実かつ正確に弁護士に伝えることが予定されている。しかし、実力者である通訳人は、弁護士の質問が難しい内容である場合に様々な補足や変更を加えて相談者に伝え、相談者の発言がつかなかったり不合理だったりすると、自ら相談者に問いだしたりする。その結果、表面上はスムーズなコミュニケーションが進んでいる様相が醸し出されるが、通訳人の頭の中の作業の過程で、質疑が改変され、非常に大事な部分が削ぎ落とされてしまったり湾曲されてしまったりするおそれがある。

個人的な経験を踏まえれば、この問題点について弁護士がチェックするのは難しいと言わざるを得ないものの、相談者の長い回答がたった一言の日本語で訳されたり、またその逆だったりという場合には、要注意であろう。

(ク) 落ち着きと共感： 通訳人自身が、相談者や弁護士から信頼されないような態度であれば、通訳業務は円滑に進まない。よって、基本的には、通訳人には冷静で落ち着いた態度が求められよう。しかし他方、相談通訳という場面では、全

くの無表情だとうまくいかない場合もある。相談者がつらい経験を打ち明ける際には、聞き手に共感を持って受け止められることが大事であり、弁護士が通訳人を通してそれを受け止めている以上、いわば窓口となっている通訳人の態度にもある程度の共感の表明といったものがあつた方がスムーズに相談が運営される、と個人的には考えている（この点であくまでもポーカークフェイスが求められる法廷通訳とは大きな違いがある）。

いずれにせよ、このようなバランスのとれた通訳業務がなされた場合には、弁護士と通訳人との協働作業で良い相談が実施できることが多い、というのが個人的感想である。

(4) 通訳人との契約を巡る問題点・問題事例 ～通訳業務の契約、通訳人の処遇

(ス) 契約形式： 外国人法律相談は様々な機関によって実施され、通訳体制が用意されている場合も多いが、常勤職員として通訳人を確保している例は少数派であり、やはり、相談実施ごとに通訳業務について委託契約を締結している例が多数であると思われる。また、ボランティアとして通訳人を募集し、交通費程度の謝金を支払って通訳サービスを提供している例も見受けられる。

常勤型では安定した待遇の下で能力の高い人材を確保できる可能性が大きいと言えようが、コスト面では人件費増加となり、逆に通訳対応言語数の増加を妨げる要因ともなる。他方、ボランティア制は、少ない費用で最大数の通訳サービスを提供する方策ではあるものの、プロ意識に欠ける通訳人が存在するなどの問題がないとは言えない。

(セ) 通訳料： 上記の契約形式とも関連するが、相談会形式の相談の場合には、一般的に相談会実施機関が通訳料を支払うことが多く、相談者に支払を求めることは少ない。それ以外の場合には相談者の負担となる場合があるが、相談者に支払能力が欠ける場合などはその支出方法が問題となる場面が多い一方、通訳人にボランティアを強いるのは、既に述べた相談通訳業務の困難性や高度性に鑑みてもできる限り避けるべきであり、料金の調整や支払の確保で困難が生じる場面は多い。

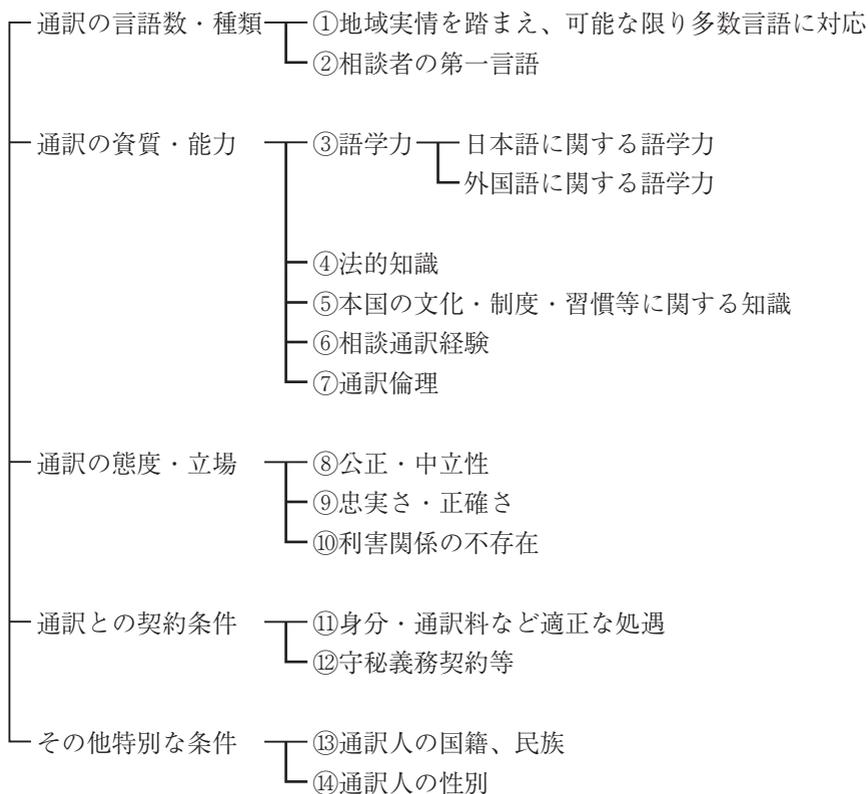
(ソ) 守秘義務契約： 共通の通訳倫理規定等がないという前述の状況下においては、通訳業務の実施にあたり、守秘義務その他通訳倫理にかかる条件を個別に通訳人との間で契約しておくことが有効である。

面倒ではあるが、定型的な委託契約書式を作成しておいて、通訳業務の委託の際には漏れなく締結するようにしたいものである。

4. まとめ～望ましい通訳体制の構築に向けての具体的方策

以上、相談通訳に求められる機能と役割及びその困難性、さらに個人的に経験した様々な問題点や問題事例について述べて来た。

これらを前提に、今後の外国人相談通訳体制の構築と維持に向けて、相談通訳に求められる条件をまとめてみると、以下のとおりとなろう¹⁴。



この実現は必ずしも容易とは言えないし、各地域や実施主体等の実情を無視しての実現は有り得ないが、相模原・町田のみならず、様々な地域や形式における

外国人相談において、これらの点に着目した通訳体制の構築と維持が行われれば、必ずやその成果は目に見えて上がるものと考え次第である。

とはいえ、現実問題としては、このような条件を満たすような通訳体制の構築と安定的な運営は、一個人や一機関が単独で努力を重ねるだけでは実現は容易ではないし、効率的とは言えない。

やはり、様々な機関や個人が、組織や境界の壁を越えて協働連携することによって初めて実現が現実的なものとなるのであり、相談機関、専門家、そして通訳人の間で様々な協働連携が今後広がって行くことが期待される。

当然のことながら、個人的にも、今後ともこの問題については微力を尽くしたいと考えている。

[注]

- 1 東京外国語大学多言語・多文化教育センター、2008、『越境する市民活動～外国人相談の現場から～行政区を越えた連携——東京都町田市・神奈川県相模原市——』（シリーズ多言語・多文化協働実践研究3 渡戸・関班 07 年度活動）pp.23-29. 収録。また、同上 pp.95-99. 収録の全国フォーラム分科会報告（「外国人相談を通して考える広域連携の現状と課題」と、東京外国語大学多言語・多文化教育センター、2007、『多言語・多文化ブックレット No.4 異言語・異文化の中で暮らす 情報流通と法律相談の現場から—』 pp.29-42. 「法律相談から見、生活者としての外国人の実情」にも、この問題に関連する討論の記録が収録されている。
- 2 東京外国語大学多言語・多文化教育センター、2009、『外国人相談事業——実践のノウハウとその担い手——～連携・協働・ネットワークづくり～』（シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2）pp.63-72. 「外国人法律相談における2つの壁——弁護士立場から——」収録。
- 3 通訳問題全般については、上記『外国人相談事業』収録の高橋論考（pp.50-62. 「通訳の視点から——コミュニティー通訳の視点から」）において網羅的に書かれているので、本稿では主として弁護士から見た通訳問題という視点で検討を試みた。本稿中、「外国人相談」と表記している場合には、原則として弁護士による通訳人を介した法律相談を念頭に置いている。
- 4 様々な手続段階で、通訳・翻訳を付される権利を主張する根拠となる規定は、国内法上は裁判所法74条や刑訴法175・177・223条等に限られ、国際法上は国際人権規約（自由権規約）9条2項、14条3項 a/f 等が根拠となる。田中康代、2002、「国際人権法における通訳人を求める権利」北村泰三・山口直也編『弁護のために国際人権法』現代人文社を参照。
- 5 通訳人側からみた相談通訳の困難性に関しては、津田守編/日本通訳翻訳学会監修、2008、『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会を参照。なお、法廷通訳ともその困難性において共通点が多いが、その点に関しては、渡辺修・長尾ひろみ、2000、『外国人と刑事手続～適正な通訳のために』成文堂、渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子、2004、『司法通訳 Q & A で学ぶ通訳現場』松柏社、参照。さらに、手話通訳に関する文献（全国手話通訳問題研究会宮城県支部企画/田門浩監修、2008、『手話と法律・裁判 ハンドブック』生活書院、など）も参考になる。
- 6 東京の武蔵野市国際交流協会（MIA）の法律相談においては、予約受付時に相談内容の概要を聞き

取った上であらかじめ、それを当日の相談担当予定弁護士に伝え、相談者が持参すべき書面や準備すべき事項がある場合には事前に相談者にこれを伝える取扱いをしているが、このような対応をしている例は少数である。

⁷ 例えば、各弁護士会や法テラス（日本司法支援センター）における外国人相談のほとんどは、30～60分の範囲内で相談時間枠が設けられている。

⁸ このような点での通訳の困難性の解消を目指した試みとして、武蔵野市国際交流協会、2006、『語学ボランティアのための外国人専門家相談・基礎用語集』が挙げられる。

⁹ 前掲『外国人相談事業』でも触れたとおり、法律相談の弁護士費用（相談料）は、30分で5,000円（消費税別）程度が標準額と言える。他方、通訳費用の相場は各地で相当程度異なるが、例えば法テラス（日本司法支援センター）が支払事務を行う、国選弁護人の接見等の通訳の場合、最初の30分で8,000円、その後10分ごとに1,000円（交通費実費別途支給。なお、その他に待機日当や空振り日当、遠距離移動日当等の規定あり）、文書翻訳はA4サイズ1枚8,000円——というような目安が示されている〔法テラス「国選弁護事件を受任される弁護士の方へ（通訳事件編）<2008年9月18日改訂>」による〕。

¹⁰ 例えば、国籍別外国人登録数の上位3都府県をみても、東京都（中国34.8%、韓国朝鮮29.4%、ブラジル1.2%、フィリピン8.2%、ペルー0.6%）と、愛知県（中国18.7%、韓国朝鮮19.0%、ブラジル36.2%、フィリピン10.8%、ペルー3.7%）、大阪府（中国21.7%、韓国朝鮮64.4%、ブラジル2.1%、フィリピン2.6%、ペルー0.6%）とでは、構成比が全く異なる〔平成20年版『在留外国人統計』〕。

¹¹ 通訳案内士の試験は、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語、タイ語について実施されているが、あくまでも「報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする」業務の資格であり、相談通訳業務にかかる能力を直接に担保するものとは言えない。その他に民間資格としては様々な能力試験等が実施されているが、相談通訳業務に特化しておらず、また「通訳技能検定」のように実施主体（日本通訳協会）の閉鎖で突然中断するものがあるなど、不安定な面があることは否めない。

¹² 弁護士倫理は、2005年4月1日施行の「弁護士職務基本規程」として整備されている。また、新司法試験制度の下での法科大学院教育においても、法曹倫理は必修科目となっている。

¹³ 日本においては、司法通訳等の資格制度が整備されておらず、その倫理規定の制定も進んでいないが、日本通訳翻訳学会（旧称・日本通訳学会）がそのHP（<http://www.jais-org.net/>）上で、2005年11月27日付けの「司法通訳倫理原則（案）」を掲載しており参考になる。また、民事訴訟の法廷通訳に求められる中立性について論じたものとしては、福永清貴「民事訴訟手続における法廷通訳の中立性—通訳人の行為規範定立に向けて—」（愛知学院大学論叢 法学研究 48巻3号 119頁）を参照。

¹⁴ この表は、大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介、2008、『外国人刑事弁護マニュアル 改訂第2版』（現代人文社）、において、弁護士同行の通訳人手配の際の条件として私が整理したものを、本稿に即して調整したものである。